10.17）

（p － o）× （1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛253.16 × （p － o）× （1 ／ 10）－ 0.09｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とし、（15.85 × p － 10.17）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅳの符号

［略］

p　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

J ＝｛273.97 × （r － q）× （1 ／ 10）－ 3.99｝＋（16.56 × r － 12.87）

（r － q）× （1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛273.97 ×（r － q）× （1 ／ 10）－ 3.99｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。（16.56 × r － 12.87）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅴの符号

［略］

r　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅵ

K ＝｛363.64 ×（t － s）× （1 ／ 10）－ 2.02｝＋（16.42 × t － 4.37

）

（p － o）× （1 ／ 5）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛133.33 ×（p － o）× （1 ／ 5）＋ 1.48｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とし、（15.50 × p － 9.52）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅳの符号

［同左］

p　国勢調査によつて公表された平成27年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

J　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

J ＝｛（122.70 ×（r － q）× （1 ／ 5）＋ 0.41）｝＋（13.91 × r － 10.09）

（r － q）× （1 ／ 5）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（122.70 ×（r － q）× （1 ／ 5）＋ 0.41）｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。（13.91 × r － 10.09）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅴの符号

［同左］

r　国勢調査によつて公表された平成27年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅵ

K ＝｛246.91 ×（t － s）× （1 ／ 5）＋ 0.80｝＋（16.84 × t － 3.93